

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜田恵造

**香川県規則第28号**

**香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則**

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定医療施設等) 第1条の3 略  (1)～(11) 略 (12) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所	(特定医療施設等) 第1条の3 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療施設等は、県内の次に掲げる施設等とする。 (1)～(11) 略 (12) <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。